

## イギリス中世におけるヨーマンリーの代表機能

畑 穰

中世的社會がその上に固定していた領主的秩序を擁護したものは、いうまでもなく教會・神によつて武装された中世的自然法理念に他ならなかつた。けれども、西ヨーロッパにおける農民解放の自己運動が、イギリスをも含めて擴大されて行つた時、教會ならびに教會的自然法論は、その前に自己の無力を露呈する以外にないのであつた。農民もしくは市民らは、もはや自己の力に頼ることを措いて生存の途をなくされていた。ここに、大陸殊にフランスでは、“Commune”と呼ぶ制度が發達し、イギリスでは“Representation”が生れることにより、非教會的な組織の成長が、否應なしに跡づけられざるを得ぬのである。<sup>(1)</sup>

(一) この點については、中世的自然法と中世的自然法を崩壊せしめるに至つた社會的條件の問題として、既に觸れたことがあつた。戒能通孝・畑穰「中世的自然法理念の崩壊過程」(早稻田法學二七卷三冊) 参照。

コミュニケーションおよび「代表」の問題は、やがてそれと真正面から衝突する教會的自然法の否定とともに、教會教義それ自體の否定にまで發展する。否定を極限にまで押進めようとしたそれだけに、「古昔の法」もしくは「人民の自

然法」なる觀念が一方では生長を遂げると同時に、自らの闘いつて來たものを、理性の名において確定し、最高度に表現する社會的前提條件を作り上げていたのである。國民的代表の制度もまた、こうして獲得せられた歴史的所産の一つであつた。

本稿では、中世的代表の問題を制度的にとり扱うことに換え、右の觀點より寧ろ農民的權利擁護團體としての村落の成長に關聯して、イギリス・ヨーマンリーにおける代表機能の問題をとり上げてみたいと考える。従つてその意味からすれば、ヨーマンの果した一種の總代的役割の事實につき、若干の考察を加えるに止まつており、近代的な國民代表制へ結ぶことをしなかつた。この現象がイギリスの制度をして廣汎な總代制、更に進んでは議會制に發展させる實體的基礎であつたとする戒能教授の提言に對しては、更に多くの検討が加えられねばならない。<sup>(一)</sup>

(一) 戒能通孝「法律講話」(一九五二年)二〇四頁。

\* \* \*

さて本論に入るに先だち、フランスにおける農村コミュニティの内容につき、もう一度振り返つてみるならば、シエノンに従つて次の如く要約できるだろう。

『長い間莊園の統一單位をなしていた村は、土地の領主またはその代官の權威の下におかれていた。そして、その中にはある特定の個人にして、自由を得た者もあるだろう。だが彼らはまだそれだけでは獨立の法人を構成していなかつた。……だがそれにもかかわらずボーマノールは、都市(おそらく農村をも含めてであろう)の住民のなかに、

ある権利を共有することによる *communauté de fait* の存在することを認めている。これが十三世紀の終りに當り、コミュニティに非ざる町を現わすために、*communitas* なる言葉が用いられることの起りである。いわく「パリに近きサン・マルセルならびにサン・ゼルマン・ド・プラット町住民もしくはコムニタスは……」もしくは「パリ市の市長ならびに住民コムニタスは、我らの代官を訴え云々」と。しかしして總有者全體の利害に關する事項につき、彼らは時々集會を催してこれを規律していたが、それは第十四世紀代に入つてから、法律上も効力を認められるようになった。すなわちこの集會では、住民が多數決で議事を決定し、更に一人もしくは數人の執行者を選び、この者をして決議の執行をなさしめていたのである。後者につきポーマノアールは「エタブリ (*estatibis*)」の名を與え、一般には、「サンヂック (*syndics*)」の名が通用しておつた。だがこのエタブリもしくはサンヂックは、その頃まだ法人格なき町もしくは村を代表する者でなく、寧ろ初めには彼らを指名した者の總代にすぎぬとされてきた。要するに彼らは、都市もしくは村の役人ではないのであつた。

しかるに一四八四年のツールのエタ・ゼネロに前後して、住民のコミュニティノテ・ルラールは益々その發展をとげ、ある程度の政治的特權を得ただけでなく、殊に第十六世紀代にいたつては、エタ・ゼネロに參與し、代表者を選擧する權利までも獲得した。しかしてこの種の發展の結果として、住民コミュニティの利益を領主に對して守るため、都市の統治法にならつて、各教區を單位とするいわゆる「サンヂカ」による村落統治機構が成長した。すなわち今日のいわゆる「教區」なるものが、單に宗教的な事項だけでなく、行政的事項を共にする根本は、ここに起つたのである。但し「サンヂカ」による行政は、王制期まで必ずしも完成しなかつた。』<sup>(一)</sup>

(1) Chénon, *Histoire générale du droit français*, tome I, 1929, p. 858 sq.

フランスにおける農村コミュニティンは、このようにして、ブルジョアの自發行爲に初まる都市コミュニティンと共に、次第に發展を上げていた。ところで、イギリスではこの型の村落成長の様式に變え、もつと興味ある現象として、ヨーマンリー (Yeomanry) の問題が提出される。何故なら、イギリスの古い史料には、村もしくは莊園がそれ自體として行動するよりも、先ず第一に村が形式上もしくは實質上の代表者を定め、そのものの影にかくれて住民全體が行動していたと思われる事例がしばしばあるからである。イギリスにおいてこの種の制度が比較的早く開けたのは、王室裁判制がいち早く完成し、獨・佛の場合に比較して暴力によらずとも、合法的な裁判關係で、領主農民間の紛争が規律せられる可能性を展開したことも、おそらく理由の一つだつたに相違ない。<sup>(1)</sup>

(二) この點に關しては、いわゆるコモンズ (commons) の變貌過程を考察するに際し、稿を改めて觸れる豫定であるが、ともかくもイギリス裁判制度の早期樹立が、農民の信頼をその背景にして初めて可能だつたこと、いうまでもないところである。その一つの要素となつたのは、ヘンリー二世によつて打ち立てられた *possessory assize* とりわけ *assize of novel disseisin* の原則が、なんといつても大きな意味をもつていた。この制度が一方では、同原則の保護對象に關聯しコンモンロー上の農民自身をして自由農對ヴィレンに、法學的な峻別を餘儀なくせしめたとはいへ、ヴィレンの社會的地位の向上を他方では結果しつゝたのである。(cf. Pollock and Maitland, *History of English Law*, vol. I, 1952, p. 146; A. L. Poole, *Obligation of Society in the XII and XIII Century*, 1946, p. 13 et seq.)

だがしかし、これとともになお注意せられるのは、いわゆるフリーホルダー、殊にその中の富裕者すなわちヨーマンと稱される自由黨が、相當多く各地方に存在し、彼らの持つ土地保有權の様子が、領主的權威によつて左右せられ

なかつたそれだけに、村民一同の苦情を代辯し易つた點も、その有力な理由であつた。<sup>(一)</sup>たとえは領主が、村の入會地を圍い込みでもした際は、これらのフリーホルダーもしくはヨーマンが、村民の先頭に立つて訴訟を起すとか、領主の私有家畜を差押え、領主をして自ら計畫を撤回するの止むなきに至らしめていただらうことも、充分推測し得る事柄である。

(一) yeomen, freeholders, ならびに customary tenants については、法制史に關する著書ではないが、農業經濟史的検討をも加えたものとして Tawney, *Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, 1912, p. 27 et seq. を第一に擧げることが出来る。以下この書物から多くのものを得た。

ところで、イギリスにおけるヨーマンとは一體何か。法學的な意味からすれば、「ヨーマンとはフリーホルダーにして、自由保有地の地租年額四十シリング以上を納付する者」をいつていた。<sup>(二)</sup>しかも、セルデン・ソサイテイ版のイヤー・ブックス第一卷(一三〇七・八年度)の訴訟記録に現れたところによると、パン一塊一ペンス半、ビール四ガロン半四ペンス、一皿の魚料理一ペンス半、牛一匹二十シリング等々と示される點からすれば、この額は相當高い程度<sup>(三)</sup>の生計を營む郷土的農民を意味することも確かだが、ともかくもヨーマンがいわゆるゼンツルマンに次ぐ者として、ハウス・オヴ・コンモンの選舉權を有し、また陪審員として裁判に參與し得たことは、イギリスの永い傳統の一つに相違なかつた。従つて憲法上の定義からすれば、フリーホルダーに非ざるいわゆるカストマリ・テナンツは、如何に裕福でもヨーマンから除外されねばならないが、通俗的には屢々兩者が混同し、稍々後の例ではあるが、たとえばベーコンは「ヘンリー七世時代史」中、「ヨーマンリまたは中産の人々、すなわちゼンツルメンとコテジャースもし

くは、ハンズツの中間に立つ者達」とらうふうちに、漠然と用らうとするのである。(三)

(一) Tawney, *op. cit.*, p. 27. 自由保有地の地租年額四十シリング以上の納税者をして Knight of shire とすられるコムモンスの議員選出資格者とする法令は割合後になつて公布されている。スツマンズの史料集にはその例なく、Adams and Stephens, *Select Documents of English Constitutional History*, 1923, p. 190. 又は一四二九年の法律が最初の例として出されている。

(二) この價格表は、メートランドの Year Books of Edward II, vol. 1, 1 and 2 Edward II, A. D. 1307—1308, p. 4 et seq. に現れる Hayward v. Kirburn 4-15 p. 67 et seq. に現れる Codeston v. Tunbridge から作成したものである。  
(三) Bacon, *History of King Henry VII (Jumley)*, p. 70. cited in Tawney, *op. cit.*, p. 28.

しかして、第十三・四世紀代のイギリス農村の内部を観察するならば、既にいわゆる villain にして相當立派な地位にいたる人々も、決して少くはないのである。たとえば前掲一三〇八年のイヤーブックスに現れるパリス對ヘーヂなる不法行為上の損害賠償請求事件等には、その明確な事例が示されている。

「ウォルター・ペーヂ、ニコラス・オヴ・ウアルウェン、リチャード・オヴ・ネクトンの子ジェオフレイならばにジェオフレイ・ド・トニーの四名は、身體傷害ならびに不法監禁の廉により、シモン・オヴ・パリス・オヴ・ロンドン

の訴狀に答える義務を負わされた。原告のいう不法行為は、一三〇六年八月十四日、すなわちエドワード一世治世第三十四年マリヤ昇天節前々週の日曜日に、ノーフォーク州ネクトンにおいてなされたものである。損害金は歐打・傷害等各不法行為につき、獨立に計算し合計百ポンドに上るとされた。次いで被告側の答辯を見るに、ウォルターの他は自ら下手人に非ず (nullum trans gressionem fecerunt) とし、かつウォルター一人は加害を認め、その理由を次

の如く説明した。すなわちウォルターはまず自分がサー・ロバート・トニーのネクソン莊園の莊司にして、原告祖先は記憶なき古き時代より、ロバート祖先より農奴として占有され、また原告その人も農奴として生れた。しかるに原告は、たまたま前記時日その原籍地において發見されたので、これに農事監省職を命じたところ、彼はその執行を拒絶した。よつてウォルターはシモンをとらえ、叛逆と不服従の罪を問うたのだ、と。

だがそれにもかかわらず、原告シモンのいうところによれば、彼は「ロンドンの自由市民であり、かつその資格において上記都市における王のシエリフ掛を勤め、大藏省出仕であり……その上今日まで市の長老職 (alderman) であつた」。判決は四年後言渡され、一三二二年ウォルター・ペーヂならびにジェオフレード・トニー兩名は百ポンドの賠償金を支拂わされてゐるのである。<sup>(一)</sup>

(一) Pario v. Page, Year Books, op. cit., p. 11 et seq. なおロンドン市の alderman は殆んどバロンと同格であつたようである。cf. Adams and Stephens, op. cit., p. 140.

のみならず、多くの場合において、右の villain の後身であるコピイホルダーと稱される莊園法上の土地保有権者も、大體は各莊園の慣習法に基づいて、明確な權利擁護を受けていたのである。いわゆるエンクロージュア運動が、山野も被つて行き、サー・トマス・モアなどが、昔はやさしかつた羊共は今では人を食い初めたと嘆息した時代を既に経験していたにかかわらず、エドワード・コークは述べている。「コピイホルダー達は、水の上でなく固い地の上に立つている。彼らは領主の不氣嫌などは氣にしない。表に暴風がたけりたとうとも、平然として飲み食いかつ眠つてゐるのである。殿様は勝手に澁面を作るがよろしい。だかそんなことは氣にならない。おれ達は立派に安全だ。

少しも危険なんかありはせぬ云々」<sup>(1)</sup>と。

(1) Coke, *The Complete Copyholder*. 但しこの點については次のことを注意すべきである。

『コピホルダーは通常領主の都合により何時でも追い出し得る *tenant at will* である。だが同時にそれはまた、莊園土地臺帳に登録され、莊園の慣習によつて保護を受けていた』。しかし他面では、時によると地代皆済目録もしくは地代調帳などに唯テナント・アット・ウイルと書かれているのみで、莊園土地臺帳に記載されていないこともあり得た。けれどもこの種のテナント・アット・ウイルも、絶對的にはないが、通常慣習法上の権利ある借地人たること、コピホルダーと同一であつて、コピホルダーと同じに、その権利を擁護するため慣習によることができたのである。……このゆえにある人はいつている。『全てのコピホルドは、通常慣習法上の権利である。だが慣習法上の土地保有権が必ずしも常にコピホルドとは限らな  
S. [40°] (Tawney, op. cit., p. 47.)

いままもなく莊園の慣習は、たとえ書かれてはいないにしても確定、明白だつたこと明かなところであるが、かつ<sup>(1)</sup> 莊園相互の間でも互に大差をもつこと、また明かなところである。しかして一莊園の内部でも一單位の土地毎に權利内容の差があつたと推測でき、従つて同じコピホルドといながら、永久的な相續、處分権をもつコピホルドや、もしくは數代限りのコピホルドがある反面時には數年間の——更新請求權を伴わない——コピホルドもまたあり得るし、更には眞實のテナント・アット・ウイルもなかつたとは限らないだろう。それは莊園相互に異なるだけでなく、一莊園の内部でも權利の根據を異にする毎に異り得たことは當然である。その上にまたコンモン・ロー裁判所だけでなく、エクイティ裁判所までが、種々な仕方でもコピホルドの保護を計り、殊に小くとも一四三九年前後から、後者がヴァイレネーヂの土地保有をコピホルドに轉換する等々、國家機關によつて、「莊園の慣習」(Customs of the manor) を大幅に修正してゆくにつれ、時代によつて權利内容を理解する態度が、變るざるを得ぬのはいふま



でもなかつた。だがしかし、一般的には第十三、第十四世紀代のイギリス農業は、全體として上向線をたどりつたのであり、第十四紀の八十年代から約百年の間は、小農主義の全盛期だつたと見ることが出来るだろう。(二) 従つて、この間に最も有力な土地保有権を有する者は、やはり相當裕福な農民であつたとともに、彼らがたとえ一莊園を追われたにせよ、自ら金を出して他の莊園の有利な土地保有権を買得し得ると信ずるだけそれだけに、領主の行動に對しても、平然として權利を主張する條件が準備されていたと考えられるのでなからうか。

(一) 莊園の慣習が不文なるにかかわらず、記憶の上でいかに明確であつたかは、トーネーが *Mes. Court Roll of Manor of Bagby* から引用する次の例が示している。これは一五六三年ブッシュエー・マナーの二十人のテナンツが、領主の質問に對して答えたところのものである。(Tawney, *op. cit.*, p. 126 et seq.) なおそこで現れる死亡分 (cherryoft) とは、借地人死亡の際莊園領主に支拂わらるべき慣習法上の貢納である。

「第一條、われらはいふ。われらの記憶以前より、本莊園のコピイホルダーは、その死亡の節二口以上のコピイホルツを有するとも、死亡分一口以上の支拂をなした事實なし。

「第二條、われらはいふ。領主はその死亡分權の行使として、第二位の價値ある動産をとり、相續人は被相續人の遺産中最良の動産を取得する。

「第三條、われらはいふ。コピイホルドを返還したコピイホルダーは、死亡の危急に迫りてこれをなしたる場合のみ、死亡分を拂わない。

「第四條、われらはいふ。この莊園の領主は、毎年の地代の他附加金 (*fine*)——土地移轉金その他——を徴したる事實なく、また借地人もこれを支拂いたる事實なし。

「第五條、われらはいふ。未亡人は夫死亡の際、夫保有地の地代三分の一に相當する額を受ける。但し夫が豫め妻に土地を與えたる場合を除き、土地三分の一を受けた事實なし。

「第六條、われらはいふ。本莊園のコピイホルダーは、領主の許可なくとも下木を賣りもしくはその根を掘ることを得。

「第七條、われらはいう。われらの時代はもとより、われらの記憶する以前より、本莊園のコビイホルダーは樹木を伐採して用材その他に使用し、自家用ないし利益を得るためこれを賣却することを得。

「第八條、われらはいう。本莊園のコビイホルダーは、三年以内の年期を限り保有地を他人に轉貸することを得。これは領主の許可を必要とせず、かつ領主は何らの附加をなし得ず。

「第九條、われらはいう。本莊園のテナンツは、莊園の内外にかかわらず、缺落地を保有する權利を有す。

「第十條、われらはいう。われらは各個人の土地に關する權利内容を知らざるゆえ一々については答えない。

「第十一條、われらはいう。コビイホルドは必ずしも死亡分を拂うとは限らない。

「第十二條、われらはいう。莊園土地臺帳、割附目錄、莊園調帳の類が現存するや否や、もしくは何人の管理に屬するやは承知せず。

「第十三條、われらはいう。領主が何らの税を拂い、もしくは地代の支拂をなすや否やは承知せず。

「第十四條、われらはいう。フリーホルダーがフリーホルドのゆえに死亡分を拂つた事實を承知せず、また未だ聞いたこともなし。

「第十五條、われらはいう。フリーホルダーは讓渡の際移轉金を拂う事實なく、ただ死亡の際相續金を拂うのみである。

「第十六條、われらはいう。コビイホルダーが十三歳以下の相續人を殘して死亡する節は、領主において相續權を持たざる側の最近親を選定し、身體と土地の管理を命ずべきである。

(二) cf. *Tawney, op. cit.*, p. 79 et seq., p. 98. これには多くの理由があり得るが、その一つとして商業の繁榮および商品生産地としての農村への反作用が、重視されるべきであろう。

かくして今までのところでは、ヨーマンとヨーマンをめぐる農村社會の變貌過程を一應觀察してきたのであるが、中世的領主・農民關係を規律する意味で、莊園ないし村落——もつとも兩者が必ずしも同一物であるとするのではなく——を代表する階層として、社會的意味でのヨーマンリーの問題を、次のようにとらえることができるのではな

かろうか。嚴密な意味でヨーマンとは、地租年額四十シリング以上を納めるフリーホルダーのことである。従つて、彼らはこの他に莊園借地人でない限り、莊園の事項には關係しないのは當然だが、しかし山林、原野などを莊園の民と共用する場合には、これについて對領主關係をもつ結果となる。しかもこのような場合には、ヨーマンはロードと土地恩給關係をもたないため、相手方の氣嫌をとる必要なく、何處までも押すことが可能な筈である。ヨーマンの獨立心の旺盛さは、イギリスの文獻もしばしば言及する點であり、そのゆえに、領主にとつて厄介な相手であつたこと、推測に難くない。

だがヨーマンの身分に達しないとはいえ、フリーホルドのみで生計を維持し得る農民も、領主・農民關係につき、ヨーマンと同じ程度の地位を占めていただろう。けれども同じくフリーホルダーの間でも、ローアなクラスに至つては、例えば簡単に買収される場合も豫想され、少くとも莊園の農民らは、彼を最後まであてにはなし得ない。その限り彼らの獨立性はヨーマンに比較すればより低く、頼りにならない面をなお残していたに相違ないのである。

これに反し、いわゆるコピイホルダースの間でも、ヨーマンに比し必ずしも劣らない地位を保障された者が少くない。換言すれば、彼らは法學上のヨーマンではないにかかわらず、自己の地位向上を心から希求したクラスであつたそれだけに、社會的にはヨーマンと同視され、相當の資力を併せ有する場合には、領主にとつて最も怖るべき對象となつていたのである。

更にまたヴィレンの間でも、少くとも中世後期に至つては、その殆んどが彼らの身分から解放され、社會的に有力な地位についていた例も少くない。従つてこれらヴィレン達は身分はともかくとして、土地關係的にはフリーホルダ

であつたこともあり得るし、その限り財産上の問題に關しては、自由である場合も稀でないだろう。既に第十二世紀末にあつては、ヴェレンが僧侶となる特權が法的に附與せられ、また都市に逃れて一年と一月経過するならば、自由とされただけでなく、*Handed Court* なし *Shire Court* 等下級裁判所の陪審員資格を與えられるなど、自由人に近づきつつあつたものである。換言すればヴェレンか否かは、第十三世紀代には既に言葉だけの問題に變りつつあつたこと明かであつて、人の法學的身分により、人の社會的地位を判斷すべきではなくなつていた。

しかもそれとともにまた、他面イギリス中世における公法的諸關係の内部では「代表」的な考えが早くから根ざしていた事實に對しても、留意しなければならない。何故なら、強者をして弱者を代表させる仕方が、實際上パーラメント (*commune consilium*) に村や町が常例的に代表者を送るようになる以前から、しばしばあつたと考えられるからである。たとえば、第十三世紀代の國王ヘンリ三世が、一二三一年、臣下から動産の四十分の一を税として徴收した際の告知には、「主の恩寵によりイギリス王ヘンリクス……四十分の一税徴收責任者に平安を述べ。既に汝らも知る如く、余が國にある大司教、司教、修道院長、各派教團長、教會に屬する土地の他に土地を有する僧侶達、主護 (*comites*)、地頭 (*barones*)、武邊の住人達 (*milites*)、自由の民 (*liberi homines*) ならびに農奴 (*villani*) の一同は、彼らの備うる全ての動産につきその價格の四十分の一を、余の援けとして出すことに同意せり。」とあつて、もしこれをそのまま受取れば、自由民および農奴までが議會、大議會に召集された事實を暗示する語句が見え、更に同じ王の一二三七年の動産三十分の一税徴收告知書には、「王、ケント州代官に平安を述べ。余の治世の第二十一年……わが國

にある大司教、司教、修道院長、各派教團長、守護ならびに地頭は余の委任によりウエストミンスターに集合し、國事國情を議したる上、同じき大司教、司教、修道院長、各派教團長、教會に屬する土地の他に土地を有する僧侶達、守護、地頭、武邊の任人と、更に自由の民は自己のためかつ彼らの農奴のため (liberi homines pro se et suis villanis)、<sup>(11)</sup> 彼らの備うる全ての動産につきその價格の三十分の一を余が援けとして出すことに同意せり。」とあり、明かに自由民——勿論「その代表者が」という意味であらう——が、自ら所有する農奴をも代表する趣旨を明示する例が、すなわちこれである。<sup>(11)</sup>

- (一) Stubbs, *Select Charters and other Illustrations of English Constitutional History*, 1921, p. 356. 但しこのうち「自由の民および農奴」の同意を受けたという事實に對し、スツッブスは、自由民ならびに農奴が果して *communecon silium* に出席したかを疑ひ、「もしこれらの言葉を文字通りに理解するなら、自由民ならびに農奴は、*shire moot* で相談を受けたか、またはいむゆる *commune consilium* で代表したと見做されたかの何れかであらう」と註している。だが、イギリス議會のいむゆる *commons* が制度的に確立し、この常例的に庶民が召集されるようになったのは、一二九五年以後のことである。 (cf. Stubbs, *Constitutional History of England*, vol. II, § 213; Maitland, *Constitutional History of England*, p. 95.)
- (二) Stubbs, *op. cit.*, p. 358 et seq. 但しこの告知書は「戒能教授が既に引用されたものであり、譯文もそれにならうた。(戒能通孝「國民理念の中世的型態と自然法」人文科學研究七號三四頁)
- (三) ここで中世的代表の原理それ自體が、近代の國民代表のそれとは決定的に相違する點を注意すべきである。何故なら「中世の國民たる貴族または都市團體が王族に召集されるのは(理論上)、必ず自己に損失を招くための召集だつたからである。換言すれば王侯は貴族やその他の身分に對し不利益に法律を變更し、不利益に負擔を賦課する場合、彼らをまねいて其の同意を強要した。…中世的國民たる貴族をして若し自由に語らしめるであらうなら、代表せられざる者とは結局不利益負擔の能力を缺除する人倫性なき者のことであり、それ以外のものならば必ずや自己の損失を最小限に止めるため、少くとも代表權を與え

る外なかつたのだと答えるであろう。この意味で中世における代表とは本人に代つて本人の不利益に同意すること——勿論その前提には本人の不利益を最小限に喰ひ止めるため應分の努力を豫定しはするが——でなり、決して本人の利益を積極的に増進するための近代的代表關係ではないのであつた。(戒能・前掲四〇頁以下)だがそれだけに中世的な消極原理をして積極的な原理に置き換えるものとして、民衆とりわけ農民の生長過程が跡づけられねばならぬのであつた。

けれども上述の如き法令は、何れも一二一五年のいわゆるマグナ・カルタを去ること、必ずしも遠くない時期のものである。しかも、マグナ・カルタ第十二條および第十三條に規定する「余が國の共同の會議……に依らざれば課税をなし援助を求むることなかるべし」の原則が、少くとも、對國王關係に關する限り、程なく農奴をも含めて一般的國民代表の方向に歩み得る一つの條件を内在せしめていたとするならば、村民もしくは、莊園の民が、領主と交渉する場合にもまたこの例にならつて、仲間中の強者を押し立て、彼に交渉を依頼するとか、あるいは訴訟費用の應援をなすこと等に基いて、自らの立場を代辯せしめようとするのは極めて當然であり、また時としては莊園の強者を以て任ずる人々が、自ら實質的な代表者となつてでも、頼まれもしないのに大いに頑張る事例などが、あり得る筈である。

ここにおいて、イギリスの古い訴訟記録に現れる個人間の訴訟關係には、少くともその一部では必ずしも純粹に個人對個人の關係でなく、本質的には領主・農民關係の具體化された事件を見出すことができると思はれば、その過程で、これらの事件を押し進めて行くにつき、ヨーマンの公共的機能が農民の間にも認められ、彼らの考える「正義」もしくは「權利」なる觀念が、社會的な公正の基準に置き換えられて、その次の時期に連なる様な、政治的、精神的機構を構成する基礎となつていたのではあるまいか。次にこの點の考察に入るため、再び前掲イヤー・ブックスから、若

干の具體例を拾い上げねばならない。

エットン對バーン事件。

「本件の原告イヴォ・オブ・エットンの主張によれば、被告たるチャイリング教會の司祭ウォルター・バーンら十二名は、チャイリング村にある原告持山の圍いを壊して侵入し、原告所有の雜木山に立入り、數頭の家畜をして嫩芽を食い荒させた。よつてトレスパスの訴を提起するといふのであるが、これに對して被告バーンの抗辯では、要するに原告イヴォは既にバーン先任の司祭に對し、チャイリング雜木山の全部につき、如何なる家畜に對しても永久に放牧を許している。しかして被告司祭は既にその地の引渡しを受け、當該權利の行使中なるに、イヴォはほしいままに圍い込みを初めたので、これを防ぐため、同じ權利者と共に、圍障を破壊したといふにある。……ところで、これに對する原告の再抗辯は、被告らの共同收益權を認めるが、既に自分が圍い込みを行つてから一年を経過して後、被告らが自力救濟的な行爲をすることは不當である。よつて現地につき檢證ありたし、といふのであつた。原告の再抗辯に對しては、被告一同不知を以て答えている。……但し判決がどうなつたかは記録にならぬ。」

(1) Year Books, op. cit., p. 20 et seq.

ブラケット對ヴァッチ事件。

「リチャード・ド・ラ・ヴァッチは、不法に原告所有の家畜を差押え、擔保にとつたのだと稱して返還しない、との理由により、ウィリアム・ブラケットから訴えられた。この不法行爲の起されたのは、一三〇七年のミカエル節(九月

月廿九日) 前週月曜日、ルーウオドと呼ばれるシャルフォント・セント・チャイル村一區域であつた。加害の目的物は豚三十頭であり、損害金は二十ポンドと計算された。これに對して被告リチャードは、當該事件發生地は被告の所有地で、共同の牧場ではない。ゆゑにその地に放牧された豚の加えた損害を賠償させるため、留置したのだと答辯した。しかるに原告は、更に再抗辯していわく、當該事件發生の場所は、被告が同村内にて有する耕地に附屬する總有の牧場であり、一年中何時なりと放牧の權利あること當然だと。次いで被告の再々抗辯は、原告の主張は一應これを認める、しかるに被告は代々聖チャイル村の領主にして、原告らに土地を借地せしめて來たのだが、原告父の代にいたり、耕地に附屬する牧場使用權を放棄した事實があるから、やはり該土地は被告の専有地とせねばならぬ、というの<sup>(一)</sup>である」。

(1) Year Books, op. cit., p. 27 et seq.

#### 逸各事件。

「T女子修道院長は、Eマナーの領主が不法にその家畜を奪つたと訴える。

被告代理人取つたのは事實だ。何故なら被告HはEマナーの主であり、同マナーには共用地ならびに荒蕪地もついている。しかしEマナーはK村とE村の双方を含み、兩村は各自共用の牧場を分けている。しかして被告は、原告尼さんの家畜が、共用牧場をあちこち追われているのを見付けたから、自己の所有地に對する侵害とみなしこれを差押えたものである。

原告代理人 否、原告たる尼さんはEマナーの共同借地人の一人である。従つて當然耕地には共用の牧場が附屬す



る筈である。しかして被告はKマナーについても共同借地人とみなさるべきである。また原告の語るところによれば、原告尼寺の創立以來、彼女の先任者は總てK村附屬地にて家畜を入れ、これに飼料を與えて來た。

被告代理人 いかにもお説の通り耕地には確かに牧場が附屬する。しかしE村の共同借地人がK村の共同牧場を使う權利はあり得ない。

原告代理人 否、原告は昔から占有を繼續して來たのである。記憶なき時代から接續共有地内に、あちこち家畜を放つていたのである。<sup>(1)</sup>」

(1) Year Books, op. cit., p. 39.

逸名事件。

「もし余が入會權を有し、これを年毎にもしくは年限を定めずに第三者に賃借したところ、當該の賃借人がマナーの主から入會權の行使を妨害せられたとするならば、その時余は自分が入會權の賃借人であるかの如く、占有回收の訴權により、取戻すことができる筈である。<sup>(1)</sup>」

(1) Year Books, op. cit., p. 55.

以上の實例は、一三〇七、八兩年度にわたる集録訴訟事件一二九件中からのみ選擇したものにすぎないが、法廷調書ならびに記録要約とも、相當漠然とした法律論だけしか載せられていないため、各事件の社會的意味もしくは背景を求めることは不可能に近い。<sup>(1)</sup>しかし、右に辿つて來た觀點からするならば、極めて大膽な推測にもせよ、若干の問

題が提出されるのでなからうか。

(一) 更にこの種の事例を附加することは、寧ろ容易である。ほんの一例として例えば極めて一般的なステントン女史の書物に従うとしても、興味ある諸事例を發見することができよう。(D. M. Stenton, *English Society in the Early Middle Ages*, Pelican ed., 1951, p. 117 et seq.) だが何れの事件ともその社會的背景については、なお判断しなうところである。同女史の法制史に關する偉大な貢獻だとされてゐる他の資料集 *Rolls of the Justices in Eyre for Lincolnshire 1218—19 and Worcestershire 1221* (Selden Soc., vol. liii); *The Earliest Lincolnshire Assize Rolls* (Lincoln Record Soc., vol. xxii) を參照することは不可能だつた。

かくして第一に——いわゆるオープン・フィールド・システムをとつて農耕を營んでいた時代では、全村の住民が——坊さん、尼さん等をも含めて——マナーの共同借地人になることがある。この場合には、耕地に對する借地人の権限は、内部的には個別化するに相違ないけれども、對領主關係に關する限りでは、集團行爲化し、全體とし村それ全體が *copyhold* *by inheritance* と稱する永世的土地保有權を取得することが多いだろう。その反面地代は勿論連帶的に領主に對して支拂わねばならず、もしもこれを滞納する時は、一村全員の保有權が解除せられても止むを得ないけれども、その村の内部では、保有者が互に自己の持分を、全體もしくは分割して移轉、轉貸することを得て、あたかも持分權を私産化する途があつたとされねばならない。同時にまた村は、マナーの總體に對する地代を集めねばならぬから、當然自治的な組織を持ちやがてここから發展して組織的なゲノッセンシャフトにまで高まることもあり得ないことではなかつた。その限り、かかる村とフランス農村におけるコンミュニオンとは、ある程度の類似性を持つであらう。

けれども第二に——村の構成上相當有力に口をきき得る人々は、豚三十頭を所有する富農的地位を保つ者、坊さん、尼さんなどであることも想像でき、これらの人々が、實際に訴訟當事者として現れる以前にも、おそらく、領主・農民の間には數年の悶着が内在していたのではなからうか。しかも上述の諸例からある程度推測できるように、既に第十三・四世紀の初頭、エンクロージュアの事實があるとすれば、これらの社會的ヨーメンの村内における地位が漸次重要化し、彼らが訴訟とか實力行使とかあるいは説教、宣傳等により、農民の實質的代表者としての地位を、現實に固定化し表見化していつた事實は、同時に村落にある種の組織を與えて行く所以だつたと、見ることができであらう。

しかしそれとともに第三に——耕地の保有關係には、原則として入會地、共有地の使用權が附屬する。時によるとまた入會地、共有地の使用權が獨立して、取引の對象となることもないわけではない。これは、食肉、羊毛その他の商品化が促進されつつある事情を暗示しているが、その意味で農村の個人化現象を進行する要因が内在していたに相異なる。だがしかし、この種の農村個人化現象は、舊來の傳統的なオープン・フィールド・システムによる團體精神とは全く異つた新たな團體精神を生むのであり、これこそが村落の協同性に通ずる前提であつた。

従つて第四に、次の如く本稿を結ぶことができるであらう。通説が認めるより遙か以前に開始した早期エンクロージュア現象が、一方ではヨーマンの代表的機能を要請し、かつ否應なしに押し進めるとともに、他方では却つて入會地、共有地に對する持分權の私產意識を促進せしめたとするならば、私產意識を推進・擁護するためにヨーマンの代表機能が作用する他ないのであつて、ヨーマンの代表機能によつて組織づけられて行く村落の協同性は、益々農民の

権利擁護團體たる條件を準備しつつあつたのではなからうか。ここにおいて初めて、ジョン・ボールの説教もしくはピエル・ザ・プラウマンの幻想が、ウイクリフが掲げた教義とともに、極めて重要な意味をもつて來るのであるが、ここではこの點附加するだけに止める他はない。